

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和4年3月16日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンモール名取  
名取市杜せきのした五丁目3番地1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
イオンモール株式会社 代表取締役 岩村 康次  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- 3 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
駐車場の位置  
(変更前) 図1-1及び1-2参照  
(変更後) 図2-1及び2-2参照
  - (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
(変更前) 10箇所 図1-1及び1-2参照  
(変更後) 11箇所 図2-1及び2-2参照
- 4 変更の年月日  
令和4年2月28日
- 5 届出年月日  
令和4年2月24日
- 6 縦覧場所  
宮城県経済商工観光部商工金融課，宮城県県政情報センター及び名取市役所
- 7 縦覧期間  
令和4年3月16日から令和4年7月19日まで（ただし，閉庁日を除く。）

8 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号

宮城県経済商工観光部商工金融課

9 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」  
(経済産業省告示第 16 号) 及び意見書様式を参考のこと。